

栗東市告示第 110 号

令和８年度国民健康保険税納税通知書の送達を受けるべき者の住所、居住が不明のため、送達不能となったので、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２の規定により告示する。

この通知書は、総務部税務課において保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 9 月 15 日

栗東市長 竹 村 健

[illegible]